

制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、国の制度を活用し、最大で実質無利子(当初3年間)・無担保・保証料ゼロ・据置最大5年融資を創設。

対象要件

県内で事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染の影響で売上高が減少した中小企業者で、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の市町村の認定を受けたもの。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (小規模企業者に限る)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

★保証料：全期間 ★利子補給：当初3年間のみ ※国からの補助

融資条件

- 融資限度額：6,000万円
- 融資利率：0.8%（セーフティネット保証4号、危機関連保証）
1.6%（セーフティネット保証5号）
※上記の「対象要件」に該当する場合、**3年間利子補給**
- 保証料率：0.85%（◆経営者保証免除対応を受ける場合+0.2%）
※上記の「対象要件」に該当する場合、**保証料率ゼロ～1/2**
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 資金用途：経営の安定に必要な資金（運転資金・設備資金）※借換可
- 担保：無担保
- ◆経営者保証免除対応：一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば代表者の連帯保証不要

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

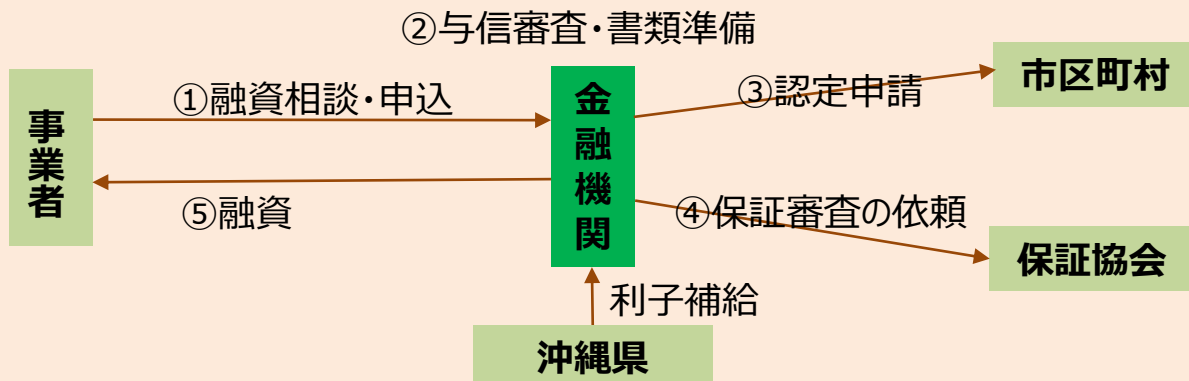
よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。

まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

令和2年5月1日より金融機関にて融資相談を開始

しておりますので、まずはお取引のある又は最寄りの金融機関
※にご相談ください。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① 市町村認定書 (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② 金融機関必要書類
- ③ 保証協会必要書類 など

具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。

※取扱金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、
商工組合中央金庫、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行となります。